

第1回 河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会 議事要旨

平成28年12月8日（木）9:30～11:30

中央合同庁舎3号館1階A会議室

【出席者（学識委員）】

山岸哲委員長、
池内幸司委員、高村典子委員、谷田一三委員、
辻本哲郎委員、中村太士委員、百武ひろ子委員

【会議のあり方、進め方】

- ・ 委員会の規約については案のとおり承認された。
- ・ 全体スケジュールについては案のとおり承認された。
- ・ 本で行われた下記の議論を踏まえ、事務局は次回までに論点の整理を行う。
- ・ 次回委員会では、それをもとに課題等について議論することとする。

【議論（要旨）】

●全体に関わる論点

- ・ 本委員会では、河川環境政策全般の取組みを幅広く議論するものとする。
- ・ 「多自然型川づくり」は、平成2年から平成18年の「多自然型川づくりレビュー委員会」の提言までにどのように推移したのか。
- ・ またその提言は、その後の「多自然川づくり」にどのように影響を与えたのか。
- ・ 人口減少などの社会環境が変化していく中で、その変化と合わせて「多自然川づくり」を考えていく必要がある。
- ・ 環境に取り組み始めたのは、ある意味余裕のある時代でもあった。現在は、社会的な制約条件が変わっている。それが河川環境政策にも影響を与えているかも知れない。それも課題。
- ・ 自然の状態は、時代により移り変わる。将来に向けては、多自然川づくりをこれまでと違ったレジュームも含めて考えていかなければならない。
- ・ 多自然川づくりを実施することで福祉にも効果が出たという事例があった。多自然川づくりの意義を、複層的に考える良い機会である。
- ・ 多自然川づくりを点から線に、線から面に広げていけば、日本の河川環境はよくなるかと期待できる。
- ・ 流域の観点から、湖沼も河川と同様に重要。

●行政手法に関わる論点

- ・ 河川行政が、河川法改正から最初の 10 年、そして次の 10 年と、どのように変わってきたのか把握すべき。
- ・ 河川法が改正され、河川環境保全の考え方が河川整備基本方針、河川整備計画にどのように内部目的化されてきたのか。
- ・ また、河川砂防技術基準（調査編、計画編）の中にどのように反映されてきたのか。
- ・ 河川環境政策に大きく貢献してきたのが河川生態学術研究であった。
- ・ 河川生態学術研究の様々な知見を具現化したのが河川環境情報図。これをもとに河川全体を俯瞰し、河川整備計画や河川管理に生かしていくプロセスが重要。
- ・ また、河川環境情報図を、計画段階だけでなくその後もフィードバックし、議論していくことが重要。

●評価に関わる観点

- ・ 河川全体として、環境はレベルアップしているのか。
- ・ 多自然川づくりが、生態系に対してどのように機能しているのかがわかるとよい。例えば、都市部で多自然川づくりを実施したところを河川生態学術研究のフィールドとすることも考えられる。
- ・ 多自然川づくりをどのように評価するのか。社会に対するメッセージを発するには、この 20 年で河川環境がどのように変化してきたかを、全体を俯瞰して分かりやすく示す必要がある。
- ・ モニタリングの観点から「河川水辺の国勢調査」は重要。その結果などを用い、河川環境がどのように変化してきたのかを示す必要がある。
- ・ 成功例のみならず、失敗例や、何を実施したところが成功しているかという分析も必要。
- ・ かつて礫河原であった場所は、現在どうなっているのか。
- ・ 川に必要な水量を捉える上で、流量の変動要素も考慮に入れる点は重要。
- ・ 大規模災害の後の多自然川づくりの事例も重要。

以上